**令和７年度**

**社会福祉法人たらちね事業会 幼保連携型認定こども園ファミリー**

**重要事項説明書**

**１　施設運営主体**

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 社会福祉法人たらちね事業会 |
| 所在地 | 大阪市大正区三軒家東５丁目７番１４号 |
| 電話番号 | ０６－６５５３－９８９８ |
| 代表者氏名 | 理事長　尾崎　拓司 |

**２　施設概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の種類 | 幼保連携型認定こども園  |
| 施設の名称 | 幼保連携型認定こども園ファミリー  |
| 施設の所在地 | 大阪市大正区三軒家東５－７－１４ |
| 連絡先 | ０６－６５５３－９８９８ |
| 園長 | 園長　尾崎　典子 |
| 利用定員 | １号認定こども | ２号認定こども | ３号認定こども |
| ６０人 | １２６人 | ２４人 |
| 開設年月日 | 令和３年４月１日 |
| ホームページアドレス | http://www.family.ed.jp/njc/ |
| 事業所番号 | 2710051001180 |

**３　施設の目的**

当園は、乳幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なも

のであると位置付け、次のような運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供します。

（１）施設を利用する園児の意思及び人格を尊重し、常に園児の立場に立って一人一人の

生活と健全な心身の発達を保障する教育・保育に取り組みます。

また、家庭や地域との緊密な連携の下、子育て支援の拠点として家庭の教育力の向

上に寄与し、福祉の増進に努めます。

（２）保護者に対する子育て支援は施設自らの機能や専門性に加え、地域の関係機関及び

関係者との連携・協働を図り、園全体の体制を構築します。

（３）施設を利用する園児の人権擁護、虐待・体罰等の防止に必要な体制の整備を行い、

人権尊重の精神を基底に据えた教育・保育を実施します。

（４）教育・保育の質及び職員の資質の向上を図るため、必要な環境の整備、研修の確保、

提供する教育・保育の自己評価を行い、常にその改善を図ります。

（５）大阪市幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を定

める条例に基づき、施設の運営を行います。

**４　施設・設備等の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 敷地 | 敷地全体 | 1,579.62㎡ |
| 園舎面積 | 333.85㎡ |
| 園庭 | 1,160.42㎡ |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき4階建 |
| 延べ面積 | 1,312．87㎡ |
| 築年月 | 昭和53年3月 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備 | 部屋数 |  |
| 保育室 | １１ | ２歳児　３歳児　４歳児　５歳児 |
| 遊戯室 | １ |  |
| 調　 理　 室 | １ |  |
| 一時預かり保 育 室 | １ | 一時預かり児童 |
| 子 育 て 支 援 室 | １ | 子育て支援事業 |

**５　職員の配置状況**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　 種 | 職　員　数 | 常　　勤 | 非 常 勤 | 備考 |
| 園 長 | １ | １ |  |  |
| 主幹保育教諭 | ２ | ２ |  |  |
| 保 育 教 諭 | ２３ | ２３ |  |  |
| 特 別 講 師 | ３ | １ | ２ |  |
| 事 務 員 | １ |  | １ |  |
| 調 理 員 | ４ | １ | ３ | 業務委託 |

　　その他、必要に応じて職員を配置する場合があります。

　　当園は以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

　**（小児科・内科）**

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 医療法人　彰療会　大正病院 |
| 小児科医師名 | 岩本　幸久 |
| 所在地 | 大阪市大正区三軒家東５-５-１６ |
| 電話番号 | ０６-６５５２-０６２１ |

**（歯科）**

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | いなだ歯科クリニック |
| 歯科医師名 | 稲田　欽彦 |
| 所在地 | 大阪市大正区三軒家東４-５-１２　Ｒ＆Ｋビル　2階 |
| 電話番号 | ０６-６５５１-９５１２ |

**（学校薬剤師）**

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 薬局白十字 |
| 歯科医師名 | 佐野　智 |
| 所在地 | 堺市南区若松台２－１－４－１０６ |
| 電話番号 | ０７２－２９６－８００１ |

**６　教育・保育の提供日**

|  |  |
| --- | --- |
| １号認定こども | ２号認定こども・３号認定こども |
| ア　学期　・１学期　　４月１日～　７月２１日　・２学期　　９月１日～１２月２２日　・３学期　　１月５日～　３月２２日 | ア　保育実施日・月曜日から土曜日とします。イ　休園日・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日・年末年始 １２月９日～１月 ４日ウ　家庭保育協力日・年始　　 １月４日・盆休み ８月１３日～８月１５日・新年度準備 ３月３１日・運動会・発表会後に全園代休があります。※暦により日程の変更があります。詳細は「園だより」でお伝えします。ご理解、ご了承を お願い致します。 |
| イ　休園日　・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日・夏季休園 ７月２２日～８月３１日・冬季休園１２月２５日～１月 ７日・春季休園　３月２５日～４月　５日・運動会・発表会後に全園代休があります。※暦により日程の変更があります。詳細は「園だより」でお伝えします。 |

**７　教育・保育の提供時間**

**（１）教育標準時間**

基本教育時間　：午前９時から午後２時

預かり保育時間：午前８時から午前９時、午後２時から午後６時

**（２）保育標準時間**

基本保育時間　：午前８時から午後７時

**（３）保育短時間**

基本保育時間　：午前８時から午後４時

延長保育時間　：午後４時から午後７時

**（４）土曜日の保育時間**：午前８時から午後７時

**８　提供する教育・保育等の内容**

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

**（１）特定教育・保育及び時間外保育の提供**

　　　上記７に記載する時間において、教育・保育を提供します。

**（２）園で取り組んでいる特別教育・保育**

保護者のニーズに応じた教育・保育を付加し、専門講師による特別教育・保育を園児の発達過程を踏まえながら、指導計画の中に位置づけ、無理のない内容、指導方法で日常的に楽しみながら園児の経験活動の幅を広げます。

　　　・英会話（3～5歳クラス・法人専任講師）

　　　・体育（2～5歳児クラス）

・夏季プール指導（3～5歳児クラス）

　　　・絵画（4，5歳児クラス）

　　　・音楽（4，5歳児クラス　鍵盤ハーモニカ、アンサンブル指導）

**（３）その他**

**①地域子育て支援拠点事業（大阪市委託事業）**

親子が集う場の提供等による情報提供・育児相談事業を実施しています。

**②一時預かり事業（大阪市委託事業）**

　　　保護者の疾病、通院、介護や保護者の就労、職業訓練、就学等により継続的

に家庭内で保育ができない、育児疲れでリフレッシュしたいため保育を必要

とする場合等に利用できます。

**１０　食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況**

　　　園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 | 備考 |
| ２歳児 | ９時３０分 | １１時３０分 | １５時 |  |
| ３歳児 |  | １１時４０分 | １５時 |  |
| ４歳児 |  | １１時４０分 | １５時 |  |
| ５歳児 |  | １１時４０分 | １５時 |  |

＊献立表は毎月別途配布します。

　　＊食物アレルギー等、必要に応じてご相談ください。

**１１　特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況**

　　　地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ちあうことを基本

的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

（１）一人一人の障がいは様々であり、その状態も多様であることから、保育教

諭等は、子どもが発達してきた過程や状態を把握し、個別の指導計画と支

援計画を作成し、安定した生活を送る中で、自己を十分発揮できるよう見

通しをもって教育・保育を実施します。

　　（２）保護者や家庭との連携、地域の専門機関と連携し、教育・保育の方向性を

確認し合いながら取り組みます。

**１２　利用定員**

1. **１号認定こどもの利用定員**

３歳児　２０名　　４歳児　２０名　　５歳児　２０名

1. **２号認定こどもの利用定員**

３歳児　４０名　　４歳児　４０名　　５歳児　４６名

1. **３号認定こどもの利用定員**

２歳児　２４名

**１３　利用者負担金**

**（１）教育・保育に係る利用者負担(保育料)**

　　　当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いただきます。

**（２）その他利用者負担額**

　　　※　別紙

**１４　利用にあたっての留意事項**

**（１）入園（選考方法）**

　　ア　１号認定こども

　　　　願書・面接により選考します。

　　イ　２号認定及び３号認定こども

　　　　市町村の利用調整結果に基づき、選考します。

**（２）退園**

　　①　契約期間の途中で退園を希望する保護者は、退園希望日の１か月前までに退園届

　　　　を提出してください。

　　②　保護者が施設や保育に従事する職員又は他の利用者に対して、重大な背信行為を

行う等、施設の運営に重大な支障が生ずるとき。

③　子ども・子育て支援法第２４条第１項第２号又は第３号の規定により支給認定

　　が取り消されたとき。

**（３）転園**

　　　転居等により他の教育・保育施設等への転園を希望するときは、転園希望月の１か月前までに申し出てください。

**（４）卒園**

　　　園児が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了します。

**１５　非常災害時の対策**

　　　当園は、非常災害時には別途定める非常防災対応マニュアルにより対応します。

|  |  |
| --- | --- |
| 防災設備 | ・自動火災報知機　　　　　　・ガス漏れ探知機・１１９番非常通報装置　　　・誘導等・非常用放送設備　　　　　　・消火器・カーテン、敷物、建具等の防炎処理 |
| 避難・消火訓練 | ・毎月１回以上実施します。・年１回以上消防署立会の下、総合訓練を実施します。 |
| 避難場所 | 1. 園庭
2. 三軒家公園
 |

**１６　緊急時の対応**

　　　利用している園児に病状急変・事故等の緊急事態が発生した場合、園児の家族等に連絡を行うとともに、医学的対応等、必要な措置を行うこととします。

**１７　保険に関する事項**

当園では、以下のとおり保険に加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 保育園賠償責任保険・災害共済 |
| 内容 | 教育・保育中の事故、ケガ等に対しての保険 |

**１８　苦情等に関する相談窓口**

　　　当園では、苦情等に関する窓口を以下のとおり設置しています。

|  |
| --- |
| 相　談　窓　口 |
| 解決責任者 | 園　　長　　　尾崎　典子 |
| 受付担当者 | 副 園 長　　　大城　智恵 |
| 相談時間 | 当園の開園日・開園時間内 |
| 電話番号 | ０６-６５５３－９８９８ |

|  |
| --- |
| 第　三　者　委　員 |
| 氏名 | 堀　　千代 | 渡久地　歌子 |
| 役職・肩書等 | 元　常磐会短期大学 教授 | 社会福祉法人都島友の会理事長 |
| 電話番号 | 06-6981-1921 | 06-6934-1525 |

**１９　個人情報の取扱い**

　　　当園は、業務上知り得た利用する園児及びその家族の個人情報については、個人情報

の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令等を遵守し、適正に取

り扱うものとします。なお、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用する

ことがあります。

　　　ア　小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有します。

　　　イ　他の教育・保育施設等への転園する場合、その他兄弟が別の教育・保育施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行います。

　　　ウ　緊急時（児童虐待防止法関連）において、その他関係機関に対し必要な情報提供を行います。

**２０　虐待の防止のための措置に関する事項**

　　　当園では利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止などのため以下の措置を講

じています。

　　（１）「児童虐待対応マニュアル」を作成し、児童虐待の予防早期発見・予防・対

応、緊急の判断、通告、関係機関との連携について全職員へ研修・ケース

会議などを通して職員の共通理解を図っています。

　　（２）「体罰防止マニュアル」を作成し、体罰防止のための自己評価を行うなど定

期的に日々の教育・保育を振り返ることで子どもの基本的人権を尊重した

教育・保育に取り組んでいます。

**２１　その他の留意事項**

（１）送迎は保護者が行ってください。保護者以外の方が来る場合は事前に保護者から連絡をお願いします。

（２）車での送迎は、当園の近隣住民に迷惑がかからないよう交通ルールを遵守することをお願いします。

（３）教育・保育の必要時間は支給認定の範囲の中で就労等の状況を確認し、個別に園長が設定します。

（４）ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）に当認定こども園及び利用者に係る誹謗・中傷又は個人情報の掲載は禁止します。

（５）当園の敷地内はすべて禁煙です。

（６）利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び

　　　営利活動はご遠慮ください。

**２２．園児の利用状況（毎年度３月１日現在）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
| ２歳児 | ２８人 | ２６人 | ３０人 |
| ３歳児 | ４５人 | ５５人 | ５１人 |
| ４歳児 | ４７人 | ４２人 | ５４人 |
| ５歳児 | ５１人 | ４７人 | ４１人 |

**２３．第三者評価の受審、自己評価の実施状況**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 受審、実施状況 | 受審、実施結果 |
| 第三者評価受審状況 | 受審無し |  |
| 自己評価の実施状況 | 毎年度実施 | 概ね目標達成 |

**２４．子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨**

　　なし